⑵　一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」が付与されていること、もしくは、同協会から「ＩＳＭＳ認証」を取得していること、または、個人情報の安全管理について、これらと同等とみなすことができる第三者機関の認証を取得していること。
⑶　本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
⑷　その他の条件については、入札説明書に記載する。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　六本木事務所　お客様事業部事業総務課　ＴＥＬ03―3591―5251
⑵　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年10月３日11時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第３会議室
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成24年10月24日11時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第３会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札書、及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Masaki Nishino, Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Prize for campaign
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A or B
⑸　Time limit of tender : By 24 October 2012.
⑹　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section, Customer Service Department, Japan Racing Association Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 〒106―8401 Japan tel 03―3591―5251

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年９月４日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社
八王子支社長　金野　行延
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量　中央自動車道他　交通管理用道路巡回車購入
道路巡回車（Ａ２もしくはＡ２Ｄ）２台
道路巡回車（Ａ２―ＲＤもしくはＡ２Ｄ―ＲＤ）３台
⑶　購入等案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　契約締結日の翌日から140日間
⑸　納入場所
道路巡回車（Ａ２もしくはＡ２Ｄ）
中日本高速道路株式会社　八王子保全・サービスセンター
中日本高速道路株式会社　松本保全・サービスセンター
道路巡回車（Ａ２―ＲＤもしくはＡ２Ｄ―ＲＤ）
中日本高速道路株式会社　大月保全・サービスセンター
中日本高速道路株式会社　甲府保全・サービスセンター
中日本高速道路株式会社　松本保全・サービスセンター
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。なお、本件入札は、「せり下げ方式」によることとし、契約制限価格の設定はありません。なお、「せり下げ方式」による入札方法は、入札説明書及び入札者に対する入札指示書を参照のこと。
2　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。規則第11条の規定に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
一　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　会社と係争中である者
チ　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団を始めとする集団的に若しくは常習的に不法行為を行うおそれのある組織（以下「反社会的勢力」という。）の関係者（以下「反社会的勢力関係者」という。）である者、又は関係者であったと認められる者
リ　役員等又は使用人が、反社会的勢力、反社会的勢力関係者、反社会的勢力関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は反社会的勢力若しくは反社会的勢力関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等（以下「反社会的勢力関係者等」という。）を利用するなどしていると認められる者
ヌ　役員等又は使用人が、反社会的勢力関係者等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
ル　経営又は運営に反社会的勢力関係者等の実質的な関与があると認められる者
ヲ　自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者
ワ　チからヲに掲げる場合のほか、役員等が、反社会的勢力関係者等との間で社会的に非難されるべき関係を有している、又は有していたと認められる者
カ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
三　前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者